

回 覧 平成30年5月1日（三股町）代表 ☎ 5 2 - 1 1 1 1

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】 【No.】 【内 容】

- <募 集>

表紙 ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集しています

1 ◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」の対象事業を募集します

◆「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

<催 し>

2 ◆「小さな音楽会のおはなしと音楽のコンサート 2018」を開催します

<お知らせ>

2 ◆町制施行70周年記念「オリジナルナンバープレート」を交付します

3 ◆ヤマメを釣ろう！ヤマメ釣り大会を行います

◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

4 ◆家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します

5 ◆平成30年の工業統計調査を実施します

<保健と福祉>

5 ◆「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の交付を行っています

(一 般) 6 ◆手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎講座)の受講生を募集します

6 ◆国民健康保険制度が変わりました

<農林畜産業関連>

7 ◆農地の違反転用を無くしましょう！

<相 談>

7 ◆「こころの健康相談」を実施します

8 ◆「おもちゃ病院三股」を開設します

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



募 集

◆ 児童厚生員・放課後児童支援員を募集しています

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集します。
 仕事内容は、昼間仕事などで保護者が家にいない小学校の児童に、放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどの長期休業日に適切な遊びや交流の場を提供することです。
 希望する人は履歴書を福祉課児童福祉係まで提出してください。

勤務時間	月曜～金曜日	午後2時～6時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜日・春休み・夏休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休 日	週休2日（日曜および交代で1日） 祝日・8月13日～15日・12月29日～1月3日	
募集人員	1人	
期 間	契約日～平成31年3月31日まで	

■勤務地

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件

- ①子どもの指導ができる人。
 - ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。
- ※資格の有無は問いませんが、保育士または教諭の資格がある人や、経験者を優先します。



※お申し込み・お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52－9060（直通）をお願いします。

◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」の対象事業を募集します

町民と協力して地域を活性化する「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指し、特色のある地域づくりを目指す団体に補助金を交付します。
※補助金の交付を受けるためには、団体の代表者に、審査会で事業の内容を説明していただき、認定を受ける必要があります。

目 的	住民と行政が協働でまちを支えていくための、特色ある地域づくりを行おうとする団体の活動を支援するものです。
補助団体	町内で自主的に地域活動を実施する団体。 ※ただし、町の他事業の補助を受けている団体は申請できません。また、他に補助金などの制度がある事業は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援ですので、補助期間は原則1年間(事業年度の3月31日まで)となります。ただし、審査会で特別に認められたものは、最長3年まで延長できます。
補助金額	補助金額は、事業内容を審査会で審査して決定します。 ■限度額…20万円 ※継続が認められた事業は、次年度以降の補助額が減額されます。
募集期間	5月22日(火)まで

広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えていますので、たくさんの応募をお待ちしています。ただし、予算額に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定します。詳しい内容は、町公式サイトをご覧ください。

※お問い合わせは、
・企画商工課 企画政策係（3階 ⑪番窓口）
☎：52—1114（直通）をお願いします。
・町公式サイト <http://www.town.mimata.lg.jp/>



◆「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

対 象 者 = ○県内のひとり親家庭の母、父および寡婦で調理実務経験が2年以上あり、県で行われる調理師試験を受験する人(5月21日～6月15日までに県内各保健所へ願書の提出が必要です)。
○講習会の全日程に出席できる人

講座内容 = 調理師試験準備講座(13時間45分)
会場…県福祉総合センター本館2階(宮崎市原町2番22号)
定員…30人程度
※ 先着順になりますので、早めにお申し込みください。

開催日時 = 8月25日(土)、9月1日(土)の2日間
午前9時～午後5時

受 講 料 = 無料 ※ただし、テキスト代2,000円程度は受講生負担です。
※テキストは、県内保健所で購入してください。

申込方法 = 次の書類を準備し、申込期限までにお申し込みください。
① 平成30年度就業支援講習会受講申込書
※様式は、県母子寡婦福祉連合会の公式サイトからダウンロードするか、役場福祉課に取りに来てください。
② 調理師試験受験願書の写し(受領印のあるもの)
③ 「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療費受給資格証」の写し

申込期限 = 7月31日(火)

※お申し込み・お問い合わせ
宮崎県母子寡婦福祉連合会
〒880-0007 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内
☎/ファクス：0985-22-4696
公式サイト <http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~kenboren/index.htm>



催 し

◆「小さな音楽会のおはなしと音楽のコンサート2018」を開催します

今年で15回目を迎えるコンサートです。「小さな音楽会」が作った音楽に合わせて、大きなスクリーンに映し出された絵本を読みます。

赤ちゃんから楽しむことができ、いつもと少し違った絵本の楽しみ方をお届けするコンサートです。

どうぞ、ご家族みんなで「おはなしと音楽」をお楽しみください。

●日時：5月13日（日） 午後2時開演（受付：午後1時30分～）

●会場：町立文化会館

※入場には、0歳から整理券が必要です。整理券は、町立図書館窓口で配っています。電話予約も受け付けています。



※お問い合わせは、町立図書館

☎：51-3200 にお願ひします。

お知らせ

◆町制施行70周年記念「オリジナルナンバープレート」を交付します

本町は5月で町制施行70周年を迎えます。

これを記念して、原動機付自転車（50ccのみ）のオリジナルナンバープレートを『70枚限定』で交付します。

デザインは「花と緑と水のまち三股町」をモチーフにしています♪

■交付枚数＝

原付50cc以下（白色）70枚 ※4, 9が付く番号は除く。無くなり次第終了します。

■交付開始日＝

5月31日（木）～

月曜～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後0時15分、午後1時～5時

■交付場所＝

税務財政課 住民税係

※5月31日（木）のみ役場4階第1会議室

■手続きに必要なもの（通常ナンバー交付の手続きと必要なものは同じです）

※新規登録の場合	※番号変更の場合
1. 販売証明書または譲渡証明書	1. 現在のナンバープレート
2. 身分証明書	2. 標識交付証明書
3. 印かん	3. 身分証明書
	4. 印かん



■その他＝

- ・希望ナンバーは指定できません。受付順に交付します。
- ・交付初日のみ整理券を配布します。
- ・できるだけ多くの人に配布できるように、来庁者一人につき一枚限り配布します（代理可）。
- ・電話・郵送では受付できません。
- ・税務財政課住民税係の窓口で見本を展示しています。

※お問い合わせは、

税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）

☎：52-9638（直通） にお願ひします。

◆ ヤマメを釣ろう！
ヤマメ釣り大会を行います



会 場＝椎八重公園内の池（三股町大字長田）

日 時＝５月１９日（土）受付開始 午前８時３０分～
釣り大会 午前９時～午後５時
釣り教室 午前９時～１０時（小・中学生を対象）

５月２０日（日）受付開始 午前８時３０分～
釣り大会 午前９時～正午
つかみ取り 午後１時～（小学生以下を対象）

※２日間とも午前中に毛針の制作実演を行います。

参加料＝１日当たり（保険料を含みます）

- ①小学生以下 ２００円
- ②中学生 ５００円（中学生以下は鑑札不要）
- ③高校生・一般 １，０００円（**高校生以上は、鑑札が別途必要です。**）

※鑑札代は、当日会場で購入できます。

年券：３，０００円（障害者、７５歳以上は２，０００円）

１日券：１，０００円（障害者、７５歳以上は５００円）

その他

- ・公園内の池を利用して行います。
- ・受け付けは椎八重公園内の池の横で行います。
- ・「釣り道具」、「えさ」は各自で準備してください。
- ・会場での事故、盗難については当組合では一切の責任を負いません。
- ・ケガをされた場合は保険の範囲内で対応します。
- ・少雨のときは行いますが、大雨時や増水の場合は中止します。

主 催：三股町淡水漁業協同組合

後 援：三股町ほか

※お問い合わせは、町淡水漁業協同組合 事務局

（農業振興課 農政企画係内）

☎：５２－９０８６ お願いします。

◆ 合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

■補助金額

人槽区分	【汲み取りまたは 単独処理浄化槽からの改築の場合】
５人槽	３３万２，０００円
６～７人槽	４１万４，０００円
８～１０人槽	５４万８，０００円
１１～２０人槽	５４万８，０００円

※新築に対する補助はありません。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は補助金額に上乗せして撤去に係る費用を補助（ただし上限９万円）する制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

■補助を受けるためには

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をしてから、補助金交付決定通知を受けてください。交付決定前に工事を始めると補助金の交付を受けることができません。（交付決定前に職員が現場確認を行います）。また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助を受けることができませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

■補助の対象

居住用の建物（店舗との併用住宅の場合は、延べ床面積の２分の１以上が住居部分であること）で、既設の汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

■補助の要件

- ・ 公共下水道認可区域外・農業集落排水処理区域外であること。
- ・ 申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
（世帯用の「滞納のない証明」を添付してください）
- ・ 県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（２階 ⑩番窓口）

☎：５２－９０８２（直通）お願いします。

◆ 家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します

「家庭用電動生ごみ処理機」とは、家庭の生ごみを堆肥化できる機械です。

生ごみの量が減り、処理後は臭いもなくなり肥料として活用できます。

生ごみのリサイクルで、家庭の生ごみを減らしましょう。



■補助対象＝（次の要件に全て該当することが必要です）

（１）町内に住所があり、引き続き居住する人 ※法人を除く

（２）家庭で使用するために、町内または都城市内の販売店から電動生ごみ処理機を購入する人

※すでに購入済みの機械は対象外です

（３）電動生ごみ処理機購入費補助金を過去に一度も受けたことがない世帯

※１世帯で２台以上購入しても補助対象となるのは１台のみです

（４）町税の滞納がない人

（５）処理機の使用状況などに関する調査に協力できる人

（６）補助金の交付決定日から平成３１年３月３１日（日）までに購入した機械

■補助金額＝

本体購入金額の半額（１００円未満は切り捨て）。ただし、３万円が上限です

※補助対象となるのは処理機本体の購入費（税込み）のみです

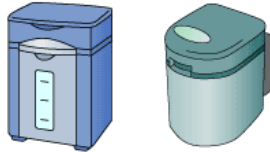
取り付け費用・付属品代・配達料などは対象となりません

■受付期間＝

平成３１年２月２８日（木）まで

※予定件数に達し次第、終了となりますのでご了承ください。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（２階 ⑨番窓口）
☎：５２－９０８２（直通）をお願いします。
町公式サイト <http://www.town.mimata.lg.jp/>



【補助金交付の流れ】

①申請・・・

	必要な書類	備 考
1	補助金交付申請書	「補助金申請者」と「処理機の購入者」は同一人であること。
2	(補助金申請者の)滞納のない証明書	町役場1階⑤番窓口 税務財政課で発行(手数料300円)
3	購入先の見積書	◎見積書には次の事柄が明記されている必要があります。 (1)購入者氏名 ※「補助金申請者」と同じ氏名、フルネーム (2)購入金額(税込み) ※処理機本体の購入費(税込み)の記載があるもの (3)商品名 ※機種名や型番など (4)販売店名 (5)販売店の住所

②決定通知・・・環境保全係から「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

③購入・・・補助金交付決定通知書の決定日から30日以内または平成31年3月31日（日）までのいずれか早い日までに販売店で購入してください。
※町内および都城市内の販売店から購入することが条件となっています。
個人からの購入や、インターネットのサイト上での購入は補助の対象となりません。

■実績報告・請求書提出・・・

	必要な書類	備 考
1	補助金交付請求書	「補助金交付申請書」と同じ印かんを使用してください。 口座振込です。口座名義人は「補助金申請者」と同一であること。
2	領収書の原本 ※コピーをとります。	◎領収書には次の事柄が明記されている必要があります。 (1)購入者氏名 ※「補助金申請者」と同じ氏名、フルネーム (2)日付 ※記載の無いものは無効 (3)購入金額(税込み) ※処理機本体の購入費(税込み)の記載のあるもの (4)商品名 ※機種名や型番などが記載されていること (5)販売店名 (6)販売店の住所 ※クレジットカードなどで購入した場合は、その証明となるもの(お客さま控えなど)
3	メーカー保証書の原本 ※コピーをとります。	販売店名が記載されているもの

④確定通知・・・役場から交付確定通知を郵送します。
⑤交付（補助金の支払い）・・・補助金申請者の口座に補助金が振り込まれます。

※詳しくは環境保全係の窓口か町の公式サイトをご覧ください。
※申請・請求に必要な書類は町の公式サイトからダウンロードできます。

◆ 平成30年の工業統計調査を実施します

工業統計調査は、国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は30年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いします。



政府統計

【対象】

従業員4人以上の全ての製造事業所



工業統計キャラクター・コロちゃん

【報告の義務】

この調査の対象となったすべての事業所は、工業の実態を把握するため、正確に回答していただく必要があります。統計法第13条(報告義務)の規定により、調査票の提出義務と、これに違反した場合の罰則が、同法第61条(罰則)で定められています。

なお、調査票にご記入いただいた内容は厳重に管理され、統計作成の目的以外に使用することはありません。

経済産業省・都道府県・市区町村

※お問い合わせは、企画商工課 商工観光係（3階 ⑪番窓口）

☎：52-9085 をお願いします。

保健と福祉（一般）

◆「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の交付を行っています

内部障害、難病や人工関節などの外見では分かりにくい障害者、または妊娠初期の人などが、日常生活や災害のときに支援を受けやすくするために、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の交付を行っています。

交付を希望する人は、福祉課社会福祉係の窓口まで気軽にご相談ください。

【ヘルプマークの交付】

■対象者＝

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養証のいずれかを持っている人。または、周りからの援助や配慮を必要としている人。

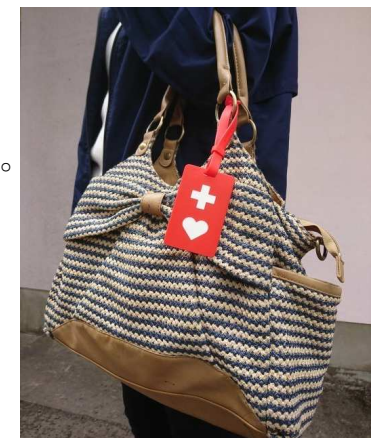
■申請方法＝

福祉課の窓口で「ヘルプマーク交付申請書」を記入してください。

※手帳をお持ちの人は、窓口で提示してください。

■注意事項＝

- ①ヘルプマークの交付は1人1個です。
- ②郵送での申請はできません。
- ③他人に譲渡、貸与、利用させた場合は返却を求めます。



【ヘルプカードの交付】

■対象者＝

障害者、高齢者、妊産婦、病人などで周りからの援助や配慮を必要としている人。

※手帳や証明書などの提示は不要です。

■申請方法＝

福祉課の窓口でヘルプカードをご要望ください。

※申請書などの手続きは不要です。

表 面	裏 面
あなたの支援が必要です。 ヘルプカード 宮崎県 （自由記載）	私の名前 _____ 連絡先の電話 _____ 連絡先名 _____ 呼んでほしい人の名前 _____ 呼んでほしい人の電話 _____ 私は、 _____ _____ してください。 かかりつけ病院 _____ 飲んでいる薬 _____

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆ 手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎講座)の受講生を募集します

手話を必要とする聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
参加を希望する人は、申し込みをお願いします。

講座	入門課程	これまで手話を学んだことがない、簡単なあいさつや自己紹介など手話の基礎知識を学びたいと考えている人向けの講座です
	基礎課程	基礎課程は、入門課程を修了した人向けの講座です
開催日	開講式	5月15日(火) 毎週火曜日(年間40回程度) 午前10時～正午
場所	町総合福祉センター 「元気の杜」 三股町大字樺山 3384 番地 2 ☎ 5 2 - 1 2 4 6	
費用	入門課程	年間 6,000 円(テキスト代含む)
	基礎課程	年間 2,200 円
対象者	高校生以上で聴覚障害者福祉に熱意のある人	

※参加申し込みは、**6月29日(金)まで**受け付けています。
気軽にお申し込みください。

※申し込み・問い合わせは、
福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎：52-9061(直通)をお願いします。



◆ 国民健康保険制度が変わりました

国民健康保険は、市町村が保険者となって運営していましたが、平成30年度からは、県と市町村が保険者となって運営します。県は、財政運営の責任主体となり、安定した財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営の中心的な役割を担います。市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保険事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

【市町村の主な役割】

- ・被保険者証の交付などの資格管理
- ・保険税率の決定
- ・保険税の賦課・徴収
- ・保険給付の決定、支給
- ・保険事業の実施 など

【県の主な役割】

- ・県全体の国保財政運営
- ・市町村ごとの国保事業費納付金の決定
- ・市町村ごとの標準保険税率の算定・公表
- ・保険給付費などに必要な額を市町村に交付 など

高額療養費の多数該当に係る該当回数が引き継がれます。

- 高額療養費の多数該当は、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4カ月以上である場合に自己負担額が引き下げられる制度です。
- これまでは、他市町村へ住所異動した場合、改めて1回目からカウントされていました。本年度からは宮崎県内での住所異動で、世帯の継続性が保たれていれば、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。世帯の持続性の判定は、市町村で行います。

何が変わるの？

県と市町村が共同の保険者になることに伴って、被保険者証の様式(8月の一斉更新時から変更となります)や高額療養費の多数該当の算定方法が変更となります。
各種申請や届出は、これまでどおり役場の窓口で手続きをします。
保険税については県から示された国保事業費納付金の額などをもとに、これまでどおり本町において保険税率を決定します。納付についてもこれまでどおり本町に納めます。

- 制度に関するお問い合わせ 宮崎県福祉保険部国民健康保険課
☎：0985-44-2608
- 手続に関するお問い合わせ 町民保健課国保年金係
☎：52-9632



◆ 農地の違反転用を無くしましょう！
～農地の無断転用は法律に違反します～



■農地転用とは？

農地を住宅・工場用地や店舗敷地、駐車場、資材置場、植林（山林）など、**農地以外の用途に変えることを転用**といいます。

農地法では、優良農地を守るために農地を転用するときは、許可を受けることが義務付けられています。転用するときは、**農業委員会に許可申請書を提出して、許可を受けてから工事に着手**してください。

■許可を受けないで転用するとどうなりますか？

許可を受けずに転用を行った場合は、**農地法違反で罰則処分の対象**となります。

農地を無断で転用、または転用許可を受けた事業計画どおりに転用を行っていない場合は、県知事から工事中止や原状回復などの命令が出される場合があります。また、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金という罰則の適用されることもあります。

■対象の農地は？

全ての農地（田・畑・採草放牧地）が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作していなくても農地として活用できる状態である限り、農地として扱われます。

■農地の転用手続きはどうすればいいですか？

転用申請には農地法第4条申請、農地法第5条申請があります。**農地の所在地を管轄する農業委員会に申請書を提出し（※）、**農地法第4条、農地法第5条の規定に基づく県知事の許可を受ける必要があります。

- 農地法第4条・・・自分の農地を農地以外に転用する場合
- 農地法第5条・・・事業者がその農地の売買や賃貸など権利の設定や移転を同時に行って転用する場合

※転用手続きには農地法第4条、第5条申請書以外にも必要書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。



※お問い合わせは、
農業委員会 ☎：52－9087 にお願ひします。

◆「こころの健康相談」を実施します

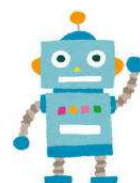
都城保健所では、地域住民が精神科医師へ相談することのできる機会として、「こころの健康相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、気軽にご相談ください。

日 程	5月17日（木） 6月21日（木）
時 間	午後1時30分～
場 所	都城保健所（都城市上川東3丁目14号3番地） ☎：23－4504
対 象	保健師の事前相談を受け、医師への相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相 談 内 容	（1）引きこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど （2）精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること （3）アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存に関すること
相 談 体 制	予約制 ※1日の相談は3人まで
料 金	無料

※お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎：23－4504 にお願ひします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します



期 日	5月19日（土）※毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントに接続して作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 ☎：090-1926-8783
をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行います。

○相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日

○時 間： 午前9時～午後5時

○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

